2．減価償却の会計処理方法
⑴　有形固定資産
定額法を採用しています。
耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としています。
主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建　物	10～50年
構築物	3～42年
機械装置	3～17年
工具器具備品	2～15年
船　舶	5～12年
車両運搬具	3～6年

なお、受託研究収入により購入した資産については当該受託研究期間を耐用年数として、リース資産についてはリース期間を耐用年数とする定額法によっています。
また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。
⑵　無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいています。
3．引当金の計上基準
⑴　賞与に係る引当金及び見積額の計上基準
運営費交付金による財源措置のない教職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支出見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しています。
⑵　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。
⑶　徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準
債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
⑷　環境対策引当金の計上基準
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理に要する費用見込額のうち、運営費交付金措置見込額を控除した額を計上しています。
⑸　建物安全対策引当金の計上基準
建築基準法の定めにより東京都に提出した計画書に基づいて、確認済証及び検査済証のない建築物の調査並びに撤去に要する費用見込額を計上しています。
4．有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的債券　償却原価法（定額法）
5．たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品　最終仕入原価法
6．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
近隣の地代や賃借料を参考に計算しています。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
日本相互証券が公表する第346回国債の平成29年3月31日利回り終値の0.065％を使用しています。
7．リース取引の会計処理
リース料総額が3,000,000円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
8．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によります。
9．表示方法の変更
国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示しております。
（会計方針の変更）
なし
（貸借対照表の注記）
運営費交付金から充当されるべき賞与見積額及び退職給付費用見積額

賞与見積額	311,790,064円
退職給付費用見積額	3,565,157,145円

（キャッシュ・フロー計算書の注記）
⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	2,871,945,745円
うち、定期預金（控除）	△19,000,000円
資金	2,852,945,745円

⑵　重要な非資金取引
1）寄附受による資産等の取得

工具器具備品	31,633,955円
図書	2,325,401円
少額備品等	19,941,725円
計	53,901,081円

（減損に関する事項）
減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く）に関する事項
⑴　電話加入権
①　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要
用途（電話加入権）、種類（電話加入権）、場所（東京都港区他）、帳簿価額（13,000円×39回線＝507,000円）
②　認められた減損の兆候の概要
固定資産の市場価格（相続税評価額）が著しく下落しました。
③　市場価格（相続税評価額）は帳簿価額から50％以上下落していますが、使用価値相当額が帳簿価額を上回るため、減損の認識は行いませんでした。